

令和 3 年度の介護報酬改定により、新たに定められた主な事項

※「⑨厚生労働省資料(該当箇所抜粋)」参照

1. 感染症対策の強化について(3年の経過措置あり)

2. 業務継続に向けた取組の強化について(3年の経過措置あり)

参考) 舞鶴市作成の業務継続計画(BCP)のひな型あり

参考) 厚生労働省該当HP 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する
研修資料・動画 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

※令和5年度においては、京都府におかれても業務継続計画(BCP)策定研修会の動画配信を
実施される予定

3. 災害への地域と連携した対応の強化について

4. 認知症介護基礎研修の受講義務づけについて(3年の経過措置あり)

5. ハラスメント対策の強化について

参考) 厚生労働省該当HP 介護現場におけるハラスメント対策 (mhlw.go.jp)

6. 高齢者虐待防止の推進について(3年の経過措置あり)

参考) 京都府主催 研修動画 障害者・高齢者虐待に係わる施設・事業所に求められる体制整備
について－事例(取組)を中心に－ 認知症介護研究・研修仙台センター／東北福祉大学准教
授 吉川悠貴 氏 - YouTube